



# 子どもの権利 擁護委員だより

## リーフレット・カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年度も、リーフレット・・・小学1年生と中学1年生  
カード・・・小・中・高、特別支援学校児童生徒  
を送付させていただきます。配布をお願いします。

昨年度、とよた子どもの権利相談室の愛称を募集しました。たくさん子ども達から応募があり、「こことよ」に決定しました。この愛称には「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加しました。

愛称の決定に伴い、リーフレットとカードをリニューアルしていますので、どのような内容のものか、子ども達と一緒に読みいただければと思います。

### 《配布する際に伝えてほしいこと》

- ・一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

子どもたちに年3回配布している「すまいる」を『こことよ』としてリニューアルしました

先生方からの相談もどうぞ



とよた子どもの権利相談室 マスコットキャラクター  
キュウサイさん・キュウサイくん

### 豊田市子どもの権利擁護委員

山田 麻紗子  
間宮 静香  
石井 拓児

### 発行

とよた子どもの権利相談室  
〒471-0034  
豊田市小坂本町1-25  
豊田産業文化センター4階

新型コロナウイルス感染拡大により政府から突然の休校要請後、学校現場や子ども達、ご家庭等の混乱や不安は、言葉にすることのできないものがあるかと思えます。2月28日には、何人かの子ども達が泣いてクラスメートや先生との別れを悲しんでいる光景を目にし、胸が熱くなりました。卒業式も入学式も経験できないままの子ども達も少なくなく、彼らは驚きと喪失感を味わっていることでしょう。引き続きの感染拡大により休校措置が長期化している現在、子ども達は今まで経験したことのない環境に身を置かざるを得ないでしょう。例えば、家族間に争いのあるご家庭では一層紛争が激化する場合もあるでしょう。今後登校が開始された場合にも、休校の間子ども一人ひとりの体験や思いは異なり、先生方も対応に苦慮されることも出て来るだろうと思えます。

子ども一人ひとりを尊重する「豊田市子ども条例」に則り、子どもの権利擁護委員と相談室は、先生方や子ども達、ご家庭等からの子どもに関する幅広い相談を受け付けています。相談室ではそれらを真摯に受け止め、解決に向けて一緒に考えますので、困った時には是非、お電話あるいは開室していることをご確認の上相談室をお尋ねください。

代表擁護委員 山田 麻紗子  
(臨床心理士・公認心理師)



新型コロナウイルスの感染拡大による休校の影響で教員のみなさんは疲弊されていることと思えます。「三密」が起こりえない学校など想像できず、休校になってほっとされた方も多いのではないのでしょうか。子ども達には、安心して生きる権利があります。4月に行われた休校決定は、子どもの安全のために必要な措置だと思えます。しかし、休校は子ども達の様々な権利を侵害することと同義です。大人の1年と子どもの1年の重みが全く異なることは、教員のみなさまが一番ご存じでしょう。必要性があってもやむなく権利を侵害する場合、権利侵害の程度をできるだけ少なくしなくてはならない、というのがルールです。感染防止の必要性があっても、子ども達は学ぶ権利だけではなく、豊かに生きる権利(遊ぶこと、学ぶこと、友だちを作ること、様々な世代の人々とふれあえること、地域や社会の活動に参加すること、芸術、文化、スポーツなどに親しむこと等)や、参加する権利(必要な情報を大人や社会に求め集まること、自分の気持ちや考えを表明すること、年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること等)も侵害されています。また、ごはんを十分に食べられない子や、親と関係性の悪い中で虐待の危険にさらされている子もいるはずで、できる限り子ども達の権利が保障されるよう考えていくことが我々大人の責務です。

擁護委員 間宮 静香  
(弁護士)



各地で校則を見直す動きがでてきています。最近注目されているのは、東京都千代田区の麴町中学校の学校改革です。工藤勇一校長は、『学校の「当たり前」をやめた。』(時事通信社、2018年)のなかで、宿題や定期テストをなくしたり、クラス担任制を廃止したりする取組を紹介しています。世田谷区立桜丘中学校も、校則や制服を廃止(もちろん制服を着てもよい)、タブレット端末や携帯電話の学校への持ち込みを許可する学校改革をすすめています。西郷孝彦校長は、子どもを大事にすることで生徒の反発が少なくなったと言います(朝日新聞2018年12月2日付)。2019年12月28日に配信されたNHKニュースでは、愛知県内でも校則の見直しが報じられました。NHKの調査で、愛知の県立高校の4分の1にあたる学校で、くせ毛や髪の色などの特徴を学校に届け出る決まりがあることがわかりました。愛知県教育委員会は、頭髪に関する校則について、「地毛の届け出の内容や運用が人権に配慮したものとなるよう見直しを指導して参ります」とコメントしています。

どの学校でも、校則の見直しの検討をお願いします。権利侵害となるおそれのある校則が残されていないかどうか、また、子どもの成長発達あるいは人間尊重の観点からも検討してみてください。私は、校則の見直しを、子どもや保護者とともにすすめてほしいと思います。制服があったほうがいいのかと考える人もいれば、制服は嫌だと考える人もいます。多様な意見や考え方があることを知ることもまた、大事な成長発達の課題です。多様な意見に触れることで、子どもも保護者も「互いの多様性を尊重しよう」ことの大事な意味を、深くつかむことができることでしょう。

擁護委員 石井 拓児  
(名古屋大学教員)



# 豊田市の子ども虐待相談を巡って



## ～「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」対応のため、児童虐待を学びましょう～

2019年度とよた子どもの権利相談室(以下「こことよ」)に寄せられた相談の中で、児童虐待に関わる相談が増えた印象があります。こことよでは子どもが「顔に傷を負った」「殴られる。家に帰りたくない」と訴えた危険度の高い複数の事例もありました。

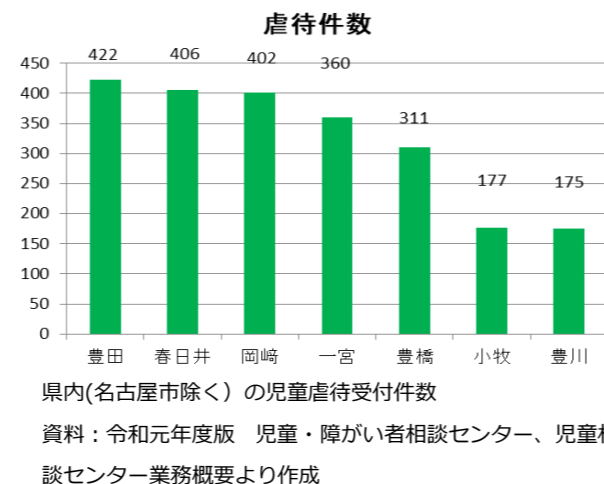
2018(平成30)年度に全国の児童相談所が受理した児童虐待相談対応件数はおよそ16万件でした。児童虐待相談のもう一つの通告窓口である全国の市町村への相談を合わせると、その数はおよそ30万件余と想像されます。2019(令和元)年度の全国の交通死亡事故発生件数がおよそ38万件でしたので、今や児童虐待は、交通事故同様に私たちの身近にあるものと言えるでしょう。

児童虐待は「児童虐待防止法」(通称)によって、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの種別に分かれています。「どこから虐待に相当するのか分からない」など、虐待は曖昧な面が多いと言われています。特にネグレクト、心理的虐待はより気づきが難しく、また命の危険に直結しないと考えられがちですので、発見や支援が遅れて虐待が長期化しやすい傾向があります。取り分けネグレクトは、子どもの将来に甚大な悪影響、例えば日常生活を営む力、認知・行動・感情、対人関係を持つ力などの発達に阻害され、重篤な事例も少なくありません。

学校は児童虐待の通告数が警察の次に多く、重要な役割を果たしています。令和元年5月に文部科学省から「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」が配布されたのも、児童虐待の深刻さや学校の果たす役割の重要性があります。手引には学校の責務として「早期発見に努め、虐待が疑われる子どもを市町村や児童相談所に通告する義務がある」と明記しています。千葉県野田市で起きた「小4 女児虐待事件」では、女児が学校で書いたアンケートを父親に渡したとして関係者が厳しくその責任を問われたように、教師には的確な知識と対応が求められています。そこで、多くの先生方に児童虐待、とりわけネグレクトと心理的虐待の違いを知っていただき、早期発見と子どもと家庭の支援に役立てて欲しいと考えて今回は豊田市における児童虐待の現況とネグレクトと心理的虐待の違いについて取り上げます。

### 1 豊田市における児童虐待の現況はどうなっているのでしょうか。

愛知県が作成している「令和元年度版 児童・障害者相談センター、児童相談センター 業務概要」によれば、児童虐待受付件数は愛知県全体(名古屋市を除く)では4,774件でしたが、市町村別でみると豊田市は442件でおよそ1割を占め県内では最も多くなっています。他に400件を超えた市は春日井市(406件)、岡崎市(402件)があります。また豊田市が作成した資料によれば、同市の窓口である豊田市家庭児童相談室(子ども家庭課内)が受け付けた平成30年度の児童虐待相談件数は、193件あります。両方を合計するとおよそ640件になり、これが豊田市全体の概数と言えます。



### 2 ネグレクトと心理的虐待はどう違うのか、その違いを紹介します。

A児童相談所(以下「A児相」)が、2015(平成27)年～2017(平成29)年の3年間に通告を受けて児童虐待として対応した事例(総件数8,007件)から無作為にネグレクト、心理的虐待合計90件を抽出しました。それらについて、比較検討した結果から5点を紹介します。

- まず男女別件数では、ネグレクトでは男児15件、女児12件、心理的虐待では男児26件、女児23件でした。いずれも男児が多いのですが、大きな差はありません。
- 主たる虐待者については、ネグレクトでは実母6割以上と最も多く、次いで祖母、実父の順でそれぞれおよそ2割ずつになります。心理的虐待では、実父が5割以上と最も多く、次いで実母が3割弱、養父が2割弱となっています。ネグレクトでは実母の割合が突出、心理的虐待では実父の割合が高くなっています。
- 虐待内容では、ネグレクトでは車内放置を含めた放置・放任が3割を超えて最も多く、次いで伯父やきょうだいからの性的虐待放置が2割以上、父の暴力・暴言が1割以上となっています。その他に件数は少ないのですが、母の犯罪行為の手助け・登校させないなどがあり、子どもに深刻な影響を与える内容が6割を超えています。心理的虐待では夫婦喧嘩が4割以上を占める一方で、支配関係のある深刻なDV事例は1割に満たっていません。ネグレクトでは内容は広範囲で複雑かつ深刻な事例が多くなっています。
- 家族形態では、ネグレクトは父母(再婚含)の揃っている家族が2割に満たず、ひとり親に異父きょうだいが多数、母不明で父死亡し親権者なしの複雑な家庭が4割以上を占めています。またひとり親(母子)家庭が4割に近いなど、家族基盤の脆さ、子どもの保護状況の薄さなどの深刻な課題が窺えます。心理的虐待では再婚家庭が4割近くで最も多く、次いで核家族が3割を超え、父母が揃っている家庭が7割を超えています。複雑な家庭は1割以下です。
- 経済状況では、ネグレクトは生活保護受給が約2割、生活保護は受給していないが経済的に不安定が予想される家庭が6割を超えています。貧困な家庭層が8割以上を占めています。心理的虐待では生活保護受給家庭は1件のみで、生活保護なしと収入状況から中以上の家庭が5割以上を占めています。

	ネグレクト	心理的虐待
男女別	違いなし	
主たる虐待者	・実母が6割以上	・実父が5割以上
虐待内容	・放置・放任が3割 ・伯父やきょうだいからの性的虐待放置2割以上	・夫婦喧嘩4割以上 ・DV事例は1割以下
家族形態	・複雑な家庭が4割以上 ・ひとり親家庭4割近く	・再婚家庭が4割近く ・核家族3割以上
経済状況	・生活保護受給が約2割 ・経済的不安定6割強	・生活保護無しや中以上の家庭が5割以上

以上から、ネグレクト事例の複雑さや深刻さ、子どもの成長や発達への悪影響をお分かりいただけたでしょうか。児童虐待は最も深刻な人権侵害と言われています。早期発見と対応のために一人ひとりの教師は、その責務を自覚し迷うことなく通告の窓口へ声を上げてください。こことよでも引き続き子どもの主体性を尊重し、学校等と協力しながら子どもの安心・安全な生活の実現に向けて取り組んでいきますので、宜しく願い致します。

